

平成 22 年 12 月 17 日（金曜日）

議 事 日 程 第 4 号

平成 22 年 12 月 17 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 . 追加提出議案の説明並びに質疑  
議案第 176 号から議案第 177 号まで 2 件
- 第 2 . 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第 3 . 委員長審査報告
- 第 4 . 議案第 152 号 由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例案
- 第 5 . 議案第 153 号 由利本荘市三望苑に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 . 議案第 154 号 由利本荘市八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案
- 第 7 . 議案第 155 号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第 8 . 議案第 156 号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 第 9 . 議案第 157 号 由利本荘市消防手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 10 . 議案第 160 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 11 . 議案第 161 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 12 . 議案第 162 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 13 . 議案第 163 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 14 . 議案第 165 号 平成 22 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 12 号）
- 第 15 . 議案第 166 号 平成 22 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 . 議案第 167 号 平成 22 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 17 . 議案第 168 号 平成 22 年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 18 . 議案第 169 号 平成 22 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 . 議案第 170 号 平成 22 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 20 . 議案第 171 号 平成 22 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 21 . 議案第 172 号 平成 22 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 22 . 議案第 173 号 平成 22 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 23 . 議案第 174 号 平成 22 年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 24 . 議案第 175 号 平成 22 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 25 . 議案第 176 号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

- 第26．議案第177号 平成22年度由利本荘市一般会計補正予算(第13号)
- 第27．継続審査中の議案第126号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第28．継続審査中の議案第127号 由利本荘市道路線の認定について
- 第29．請願第 3号 「旧鮎川小学校」校舎保存と活用に伴う早期整備に関する請願
- 第30．請願第 4号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書提出についての請願
- 第31．陳情第 8号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についての陳情
- 第32．陳情第 9号 雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書提出についての陳情
- 第33．陳情第 12号 E P A交渉及び緊急需給調整対策等に関する意見書提出についての陳情
- 第34．継続審査について
- 請願第 5号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願
- 陳情第10号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

- 第1から第34までは議事日程第4号のとおり
- 第35．追加提出委員会発案の説明並びに質疑
- 委員会発案第6号から第8号まで 3件
- 第36．委員会発案第6号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出について
- 第37．委員会発案第7号 雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書の提出について
- 第38．委員会発案第8号 E P A交渉及び緊急需給調整対策等に関する意見書の提出について

出席議員(28人)

1番 伊藤岩夫	2番 渡部聖一	3番 佐々木隆一
4番 佐藤譲司	5番 大関嘉一	7番 湊貴信
8番 高橋信雄	9番 若林徹	10番 高橋和子
11番 堀友子	12番 佐藤勇	13番 今野晃治
14番 今野英元	15番 堀川喜久雄	16番 渡部専一
17番 長沼久利	18番 伊藤順男	19番 佐藤賢一
20番 鈴木和夫	21番 井島市太郎	22番 齋藤作圓
23番 佐々木勝二	25番 佐々木慶治	26番 土田与七郎
27番 佐藤竹夫	28番 村上亨	29番 三浦秀雄
30番 渡部功		

欠席議員(2人)

6番 作佐部直	24番 本間明
---------	---------

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	村 上 健 司
副 市 長	藤 原 由美子	教 育 長	佐々田 亨 三
企 業 管 理 者	藤 原 秀 一	総 務 部 長	土 田 隆 男
市民福祉部長	莊 司 和 夫	農 林 水 産 部 長	小 松 秀 穂
商工観光部長	渡 部 進	建 設 部 長	熊 谷 幸 美
矢島総合支所長	植 村 清 一	岩城総合支所長	今 野 光 志
大内総合支所長	鈴 木 一	東由利総合支所長	工 藤 良
西目総合支所長	加 賀 秀 喜	鳥海総合支所長	土 田 修
教 育 次 長	鈴 木 幸 治	消 防 長	土 田 喜一郎
企画調整部次長兼 企画調整課長	石 川 裕		

---

議会事務局職員出席者

局 長	伊 藤 篤 次	長	遠 藤 正 人
書 記	高 橋 知 哉	書 記	石 郷 岡 孝
書 記	鈴 木 司	書 記	今 野 信 幸

---

午前 9時59分 開 議

議長（渡部功君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

6番佐佐部直君、24番本間明君より欠席の届け出があります。

出席議員は28名であります。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事に入る前に、当局より発言取り消しの申し出がありますので、これを許します。莊司市民福祉部長。

【市民福祉部長（莊司和夫君）登壇】

市民福祉部長（莊司和夫君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

去る12月6日開催されました本会議一般質問の際に、26番土田与七郎議員の遠隔受診受付システムに関する再質問に対する私の答弁の中で、由利本荘市のケーブル回線の安全性について誤解を招いた発言がありましたので、取り消しを許可くださるようお願いいたします。

このシステムを構築するために由利組合総合病院とは、たびたび協議を重ねてまいりました。特に情報のセキュリティーについては由利組合総合病院から文書による照会があり、市からは「ケーブルテレビ回線を利用した場合の情報のセキュリティーは確保できる。」旨を市長名で文書により回答いたしました。しかしながら由利組合総合病院からは、「秋田県厚生連と協議した結果、由利本荘市のケーブルテレビ回線はネットワーク回線としては実績が乏しく不安がある。安定した稼働と十分なサポート体制が不可欠なため、現在使用しており実績のあるNTT回線を使用するのが妥当と考える。」との申し出がありました。さらにこのシステムを構築するに当たり、にかほ市からもこの事

業に参画したいとの申し出があり、にかほ市には本市のケーブルテレビ回線が張られていないこともあり、N T T回線を使用することにしたものでありますので、「」の発

言の取り消しを許可くださいますようお願いいたします。

議長（渡部功君） ただいま荘司市民福祉部長より、6日の土田与七郎君の一般質問に対する再答弁について、一部取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。この申し出について許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、荘司市民福祉部長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

---

議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。

お諮りいたします。本日追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

---

議長（渡部功君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第176号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第177号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（第13号）の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。

追加提出議案の説明に先立ちまして、ご報告申し上げます。

去る11月30日、今市議会初日に報告いたしました職員による畜産関係団体会計不適切経理及び国保税収入内訳の錯誤、並びに12月6日に報告いたしました下水道使用料未請求による徴収漏れに係る職員の処分についてご報告申し上げます。

本日、本会議開会前に別紙資料のとおり処分辞令を交付いたしました。

このたびの一連の不適切な事務処理は、いずれも市民の市政に対する信頼を大きく損なうものであり、去る12月7日に緊急の訓辞を行い、今後二度とこのようなことのないよう適正な事務執行と規律の保持について厳しく職員に喚起したところであります。

議員各位におかれましても、ご理解をお願いいたします。

なお、私自身につきましては減給10分の1を2カ月、両副市長につきましては減給10分の1を1カ月として厳正に対処してまいりたい所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、さきに新聞等で報道がありました岩城中学校校長による教材費等現金着服事件に係る詳細につきまして、この後、教育長より報告させますが、学校関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけし、心からおわび申し上げます。

次に、文化複合施設愛称等の決定についてであります。

現在建設中の文化複合施設は躯体工事も進み、建物の形やその大きさを実感できるようになってまいりました。

今後は、来年10月下旬のオープンに向けて、建設工事はもとより管理運営についても鋭意準備を進めてまいりたいと考えております。

さて、先月12日を期限といたしました文化複合施設の愛称募集については、市内外より653点もの応募があり、遠くは宮崎県からの応募もありました。特に市内からの応募は415点と、この施設に対する市民の関心の高さを感じたところであります。

市では、私を含む10名の委員で構成する愛称選考委員会を設置し、各委員による第1次選考を経て、今月15日の選考委員会において採用する作品を選定いたしました。

その愛称は、カタカナ表記で「カダーレ」と言い、「仲間に入って」という意味の方言「かだれ」にちなんだもので、「親しみを感じ、わかりやすく、しゃれた響きに聞こえる」との理由で選ばれたものであります。

また、本施設の名称は、これまで「由利本荘市文化複合施設」という仮称でありましたが、市では愛称の選定にあわせ、正式な施設名称を「由利本荘市文化交流館」とすることに決めさせていただきました。

よって、愛称と合わせた施設の今後の呼称は「由利本荘市文化交流館カダーレ」となります。

なお、採用作品を初め選定委員会で決定いたしました各賞につきましては、年明け1月1日号の広報等で市民の皆様にお知らせいたしたいと考えております。

以上でございます。

それでは、追加提出議案の説明を申し上げます。

本日提出いたしました案件は、条例関係1件、補正予算1件の計2件であります。

初めに、議案第176号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、ただいま報告いたしましたとおり市長及び副市長の給与について期間を定めて減じることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第177号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

補正の内容といたしましては、農林水産業費において、本荘由利森林組合が実施する地域森林管理GIS機能強化事業に対する補助金を追加し、教育費において、北内越小学校のボイラー修繕費を追加するものであります。

財源には繰越金を充て、歳入歳出それぞれ382万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を501億2,288万6,000円にしようとするものであります。

また、消防活動に伴う、はしご車の購入に当たり、早期の導入を図るため債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上が本日追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 先ほど市長からございましたが、発言のお許しをいただきましたので岩城中学校校長による学年会計等の着服について、まずもってこのようなことが発生してしまいましたことに深くおわびを申し上げる次第であります。教師を信頼して勉学に励む子供たちと保護者、そして市民の皆様からの信頼を裏切る行為であり、心からおわびいたします。

それでは改めまして、これまでの調査で判明いたしました概要と現在対応している状況、今後の対応策について説明させていただきたいと存じます。

大筋は一昨日の全員協議会においてご報告したとおりでございますが、教育委員会といたしましては、子供たちの学び、そして生活する場である学校で起きたこと、また、学校における最高責任者として指導監督の立場にある校長による着服であり、子供たちや保護者の方々を初め市民に与える影響の重大さにかんがみ、慎重に調査を進めてまいったところであります。

教育委員会としてこの事案を把握いたしましたのは、12月7日の夜、岩城中学校教頭から学校教育課長への報告によるものであります。その内容は、職員間で校長に金を貸しているという話が出たため、12月7日の夕方、教頭が全職員を招集して事実確認をしている中、校長による学年会計簿からの着服が発覚したものであります。その連絡を受けて本人を呼んで確認したところ、着服を認めたもので、その金額は学校からの報告どおり、学年会計等の4会計からの引き出しで223万円に上るものでした。

事の重大性から事実確認を急ぐべく、翌8日、岩城中学校において教頭から直接報告を受けるとともに通帳を初めとする書類確認をした結果、着服額は1年部会計から103万円、2年部会計から75万円、3年部会計から41万円、学校会計から4万円、合計223万円であることを確認いたしました。また、金融機関からの引き出し方法は、校長から強く懇願されたために断わり切れずに学年主任が直接引き出して校長に金を渡したり、これを拒否した学年主任からは通帳を借りて校長が直接引き出したりしたものであります。

その後、三浦校長からの聴取を繰り返しながら事実の詳細を調査するとともに、返済の意思についての確認をしてきたところであります。12月9日、着服した223万円は全額返済されております。また、教職員からの借り入れについても全額返済されたとの報告を受けております。

このたびの校長による着服は、多重債務状態に陥っている借金の返済や生活費に充てるために行われたものですが、何よりも校長の規範意識と社会常識の欠如、加えて会計処理手続やチェック体制の不備が原因となったものであり、教育委員会としても改めて会計処理の徹底について通達したところでもあり、あわせて管理職並びに教職員の綱紀肅正を図り、今後とも再発防止に向けて一丸となって取り組んでまいる所存でございます。

また、これまで緊急のPTA役員会や保護者会において経緯の説明や対策についてご説明してまいりましたが、何よりも生徒は学年末を控え、特に3年生は受験期を迎えることから、学校の体制維持のため教頭を校長職務代理としたほか、学校と家庭が一体となって細かく目を配り、県教育委員会とも連携しながら県及び市の指導主事によるサポートやスクールカウンセラー、心の教室相談員の派遣等、子供たちの心のケアと学習

に万全の対応をとってまいります。

以上、経過と今後の対策について報告いたしまして、重ねておわび申し上げる次第であります。まことに申しわけございませんでした。

議長（渡部功君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第176号及び議案第177号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

午前10時20分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第176号及び議案第177号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（渡部功君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前11時42分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（渡部功君） これより議案第152号から議案第157号までの6件、議案第160号から議案第163号までの4件、議案第165号から議案第177号までの13件、継続審査中の議案第126号及び議案第127号の2件並びに請願第3号から請願第5号までの3件並びに陳情第8号から陳情第10号及び陳情第12号の4件を一括上程し、日程第3により各委員会の審査の経過と結果について委員長等より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。28番村上亨君。

【総務常任委員長（村上亨君）登壇】

総務常任委員長（村上亨君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

このたびの定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加分を含め、初日に付託されました案件を除き、条例関係1件、補正予算3件、その

他 1 件、請願 1 件及び陳情 1 件の計 7 件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります  
が、審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第160号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これはP  
R館おおうち及び西滝沢水辺プラザの指定管理者について、指定管理者選定委員会での  
審議結果に基づき、PR館おおうちについては由利本荘市商工会を、西滝沢水辺プラザ  
については特定非営利活動法人西滝沢子ども水辺協議会を、平成23年4月1日から平成  
27年3月31日までの4年間を指定期間として指定するに当たり、議会の議決を得ようと  
するものであります。

この公の施設の指定管理者の指定につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のと  
おり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

議案第165号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託に  
なりましたのは、歳入では1款、9款、10款、15款から21款、歳出では1款、2款、7  
款、9款及び12款並びに地方債補正の追加・変更であります。

当常任委員会に関連する各款の職員人件費以外の歳入歳出の主な内容についてご報告  
申し上げます。

歳入では、1款市税において、精査による個人市民税の減額、法人市民税の増額及び  
固定資産税の増額が主なものであります。

9款地方特例交付金は、交付額確定により増額しようとするものであります。

10款地方交付税は、普通交付税と臨時財政対策債との振りかえにより増額しよう  
とするものであります。

15款県支出金は、臨時・嘱託職員に係る緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の増  
額及び各種統計調査に係る委託金を増減額しようとするものであります。

16款財産収入は、由利地域の分収林の立木売払収入及び本荘地域等の土地売払収入の  
追加が主なものであります。

17款寄附金は、ふるさとさくら基金費寄附金を増額しようとするものであります。

18款繰入金は、一般廃棄物最終処分場整備事業などの財源更正に伴い、地域雇用創出  
推進基金繰入金を増額しようとするものであります。

19款繰越金は、歳出に係る一般財源分として増額しようとするものであります。

20款諸収入は、滞納処分に係る自動車の運搬・保管費用相当額を追加しようとする  
ものであります。

21款市債は、普通交付税との調整分として臨時財政対策債を減額、ソフト事業分とし  
て由利高原鉄道運営支援事業債を追加しようとするものであります。

歳出では、1款議会費において、議員の期末手当の額改定に伴う期末手当の減額が主  
なものであります。

2款総務費は、精査による庁舎管理の各種委託料の減額、支所・出張所における修繕  
料の増額、由利地域の分収林交付金及び矢島地域榎木田分譲地契約解除に伴う分譲宅地  
売払収入返納金の追加が主なものであります。

7款商工費は、精査により駅舎管理費を増額しようとするものであります。

9款消防費は、精査による水防団員活動費費用弁償などの増額及び災害対策費を減額しようとするものであります。

12款公債費は、中央保育園改築事業及び由利高原鉄道運営支援事業について過疎債を適用しようとすることから、繰上償還のため、長期債償還元金を追加しようとするものであります。

また、地方債補正では、6事業を追加し、9事業で起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第167号情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。これは伝送路修繕料の増額、新規加入による新規引き込み手数料の増額、加入金の分割納付に対応するための課金システム分割払い機能追加委託料の追加、精査による支障移転工事費の減額及びインターネット上位回線使用料の増額などであり、その財源として有線テレビ新規加入負担金、電気通信使用料及び落雷等による施設破損保険料などで調整して、歳入歳出に1,280万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億4,308万2,000円にしようとするものであります。

なお、定住自立圏構想の共生ビジョンに基づいた実施事業である遠隔受診受付システムのネットワークに関して、本市ケーブルテレビネットワークの利用促進について議論がありましたことを申し添えます。

以上のとおり一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び情報センター特別会計の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加されました案件であります。

最初に、議案第176号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは市にかかわる関係団体会計の不適切経理などに伴う職員の懲戒処分等に関連して、市長及び副市長の給料月額を減額しようとするものであります。

市長については来年1月から2月までの2カ月間、給与月額の10分の1に相当する額を減額しようとするものであり、また、副市長については来年1月分の給与月額の10分の1に相当する額を減額しようとするものであります。

この条例の一部改正につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第177号一般会計補正予算（第13号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入で19款であります。これは北内越小学校のボイラーの故障などに対応するため、当該予算措置に係る一般財源として19款繰越金を増額しようとするものであります。

この補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願及び陳情であります。

初めに、請願第3号「旧鮎川小学校」校舎保存と活用に伴う早期整備に関する請願であります。これは現在、普通財産となっている旧鮎川小学校校舎の国の登録有形文化財指定による保存活用並びに駐車場等野外環境を含めた旧校舎の整備に関する請願で

あります。

この請願につきましては、旧校舎の保存及び活用について引き続き審査が必要との観点から継続審査にすべきとの意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定した次第であります。

なお、本請願につきましては、地方自治法第125条の規定に基づき市長へ送付し、また、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第10号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出についての陳情であります。これは国の責任を放棄し、地方に犠牲と格差を強いる地域主権改革を行わないことなど3項目に関して、国への意見書提出についての陳情であります。

この陳情につきましては、引き続き審査が必要との観点から継続審査にすべきとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で継続審査にすべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午後0時58分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育民生常任委員長の報告を求めます。17番長沼久利君。

【教育民生常任委員長（長沼久利君）登壇】

教育民生常任委員長（長沼久利君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、条例関係2件、補正予算5件、その他1件、請願2件、陳情1件の計11件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第156号火災予防条例の一部を改正する条例案についてであります。これは総務省令の一部改正により、住宅用火災警報機の設置免除に関する規定を整備するため関係条文を整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第157号消防手数料条例の一部を改正する条例案についてであります。これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る手数料の金額を引き下げするため別表を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第161号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは春の丘地域交流施設「いこいの家」の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

これまでの指定管理者としての実績から公募によらず、社会福祉法人由利本荘市社会

福祉協議会を平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間を指定期間として指定するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第165号一般会計補正予算（第12号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款から15款、17款、18款、20款、21款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款についてであります。

なお、職員人件費については給与改正及び期末・勤勉手当の減額等に伴う補正でありますので、人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

初めに歳入についてであります。12款分担金及び負担金は、平成21年度にかほ市負担分の精算によるリサイクルセンター運営負担金の増額であります。

13款使用料及び手数料は、診療収入の増額見込みによる鳥海診療所及び笹子診療所使用料の増額であります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金、子ども手当負担金、地域介護・福祉空間整備等交付金及び安全・安心な学校づくり交付金の増額が主なものであります。

15款県支出金では、障がい者自立支援給付費負担金及び福祉医療費補助金の増額、子ども手当負担金及び障がい者自立支援臨時対策事業補助金の減額が主なものであります。

17款寄附金は、下川大内小学校児童図書購入寄附金の追加であります。

18款繰入金は、地域雇用創出推進基金繰入金の増額、障がい者自立支援対策臨時特例交付金基金繰入金の減額であります。

20款諸収入では、福祉医療費返還金及び過年度分高額介護合算療養費返還金の増額が主なものであります。

21款市債では、中央保育園改築事業債及び小中学校耐震補強事業債の増額、児童福祉施設整備事業債及び一般廃棄物最終処分場整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。3款民生費では、1項社会福祉費において、精査による福祉医療支給事業費及び障がい者自立支援費の増額、市内2カ所のグループホームへスプリンクラー等の設置を支援するための地域介護・福祉空間整備等補助金の増額、事業費確定による敬老会開催事業費の減額が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、平成21年度の次世代育成支援対策交付金の精算による国への償還金及び精算見込みによる子ども手当給付費の増額、中央保育園の施設整備に係る貸付金の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、平成21年度の生活保護費国庫負担金の精算による国への償還金の追加が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、鳥海診療所・笹子診療所に係る医薬材料費の増額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、清掃車の購入に要する経費の追加が主なものであります。

9款消防費では、1項消防費において、スノーケル車の保守点検に要する経費の追加、平成23年度採用職員の被服購入に要する経費及び救急業務に係る燃料費の増額が主なも

のであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、スクールバスの運行に要する経費及び奨学資金特別会計への繰出金の増額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、子吉小学校の耐震補強工事に要する経費及び矢島小学校の耐震補強工事に係る実施設計委託料の増額、鳥海地域統合小学校の請け差による実施設計委託料及び用地取得のおくれにより敷地造成工事を来年度に延期したことによる工事請負費の減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、本荘北中学校の耐震補強工事に要する経費の増額、事業費確定による本荘南中学校駐輪場工事に要する経費の減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、西目幼稚園の玄関の修繕に要する経費の増額が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、菖蒲崎貝塚出土遺物保存処理委託料等の増額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、水林球場の改修工事に係る実施設計委託料の追加が主なものであります。

なお、委員より、水林球場の改修に当たっては、未永く市民から愛される球場とするため、設計に市民の意見や要望を反映し、市民合意の得られる実施設計となるよう努めてほしいとの要望がありましたことを申し添えます。

次に、議案第166号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、財政調整交付金、療養給付費等交付金及び繰越金の増額、基金繰入金の減額が主なものであり、歳出では、国保連合会負担金、療養給付費及び高額療養費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ4,890万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を95億9,731万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第168号奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては一般会計繰入金の増額であり、歳出では、貸付事務及び償還事務の効率化を図るため、奨学金管理システム導入に要する経費を追加するものであり、歳入歳出それぞれ201万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7,688万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第169号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては繰越金の増額であり、歳出では、悠楽館通所介護事業費及び前年度繰越金の確定に伴う予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1億1,610万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を10億7,969万7,000円にしようとするものであります。

次に、本日追加提出されました、議案第177号一般会計補正予算（第13号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは歳出10款と債務負担行為の追加についてであります。

初めに、歳出10款教育費では、2項小学校費において、北内越小学校のボイラーが故障したことから修繕に要する経費を追加しようとするものであります。

次に、債務負担行為の追加についてであります。これは来年度に予定しているはしご車の購入について納車までに相当の期間を要する見込みであり、万一の場合の空白期

間を避けることから今年度中に購入契約を締結するため、平成23年度の単年度を期間とし、2億1,000万円を限度額として設定しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願及び陳情についてご報告申し上げます。

初めに、請願第4号地域医療と国立病院の充実を求める意見書提出についての請願についてであります。これは国立病院の充実・強化を図ることや予算及び医師・看護師を初めとした人員の確保を求めることについて国に対して意見書の提出を求める請願であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第5号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願についてであります。これは後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すことや保険料の負担増が生じないよう必要な財政措置を講ずること等について国に対して意見書の提出を求める請願であります。後期高齢者医療制度の廃止については今後の国の動向を見きわめる必要があることから、なお審査を要するものとして継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第8号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは医師・看護師・介護職員等を大幅にふやすことや安全・安心の医療・介護を実現すること等について国に対して意見書の提出を求める陳情であります。趣旨については十分に理解できるものの、経営者側からの観点や職員の待遇の問題、医師等の偏在化などについても考慮しなくてはならないのでは、との意見もあり、採決の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。12番佐藤勇君。

【産業経済常任委員長（佐藤勇君）登壇】

産業経済常任委員長（佐藤勇君） 産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出されました案件を含め、条例の一部改正3件、指定管理者の指定2件、補正予算3件、陳情2件の計10件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正3件であります。

まず、議案第152号鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例案であります。これは鶴舞温泉の管理について指定管理者制度の導入を可能とし、あわせて条文を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第153号三望苑に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは老朽化が進み、平成14年より休止しているバンガロー施設及び平成22年より休止しているパターゴルフ場の用途を廃止するため、条例の別表を改め、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第154号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案ではありますが、これは平成18年より休止しているキャンプ場の用途を廃止するため、条例の別表を改め、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上3件の条例の一部改正につきましては、市の公の施設の見直し計画に沿って行うものであり、その提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、条例の施行月日は、いずれも平成23年4月1日となっております。

続きまして、議案第162号及び議案第163号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは来年3月31日で指定期間が満了となる公の施設について、指定管理者選定委員会の審議結果に基づき、自然休養村センターについては由利本荘市商工会を、西目ふるさと交流センターかしわ温泉については株式会社西目町卸流通センターを、平成23年4月1日から27年3月31日までの4カ年、それぞれ指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第165号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託になりました主な内容をご報告いたします。

まず、歳入であります。13款使用料及び手数料につきましては、鳥海高原矢島交流センターの完成に伴う使用料の追加が主なものであります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金、雇用人材活用型農業法人等応援事業費補助金及び新規需要米生産体制緊急整備事業費補助金の追加が主なものであります。

16款財産収入につきましては、市の公有林間伐による立木売払収入の追加であります。

20款諸収入につきましては、事業内容の変更に伴う森林農地整備センター造林受託事業収入の減額、7月に発生した本荘マリーナ海水浴場の監視台の倒壊被害に係る弁償金の追加及び農業者年金業務委託手数料の追加が主なものであります。

21款市債につきましては、国の補正予算に伴う高能率生産団地路網整備事業に係る林業債の減額であります。

続いて歳出であります。6款農林水産業費1項農業費につきましては、3目農業振興費では、歳入15款で触れました農業生産法人や集落営農組織等が新規需要米の生産拡大に必要な共同利用機械の整備等の助成に係る新規需要米生産体制緊急整備事業費補助金の追加や中山間地域等直接支払調査事業費の確定に伴う減額が主なものであります。

4目農業施設費では、来年度からの水道料金の改定に伴い、より経済的な量水器の口径とするため、農村交流施設等の量水器交換に要する経費の追加が主なものであります。

5目畜産業費では、歳入15款で触れました就農準備トレーニング用施設等を導入しようとする農業法人や農業者を支援し、雇用就農者の確実な就農定着に結びつけるために助成する雇用人材活用型農業法人等応援事業費補助金の追加が主なものであります。

6目畜産業施設費では、農機具共済保険料の見直しに係る減額が主なものであります。

7目農地費では、水路4カ所など農業用施設災害復旧費補助金の追加が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、歳入15款で触れました緊急雇用創出臨時対策基金事

業費補助金を活用した、間伐等で発生する林地残材などの調査を委託する木質バイオマス資源利活用調査事業の追加が主なものであります。

7款商工費1項商工費につきましては、5目観光費では、国道108号改良工事に伴う観光看板移設に要する経費の追加や岩城地域開催の全県ビーチバレーボール大会が平成21年度をもって終了したことに伴う同大会の補助金の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、猿倉温泉3号井の本格稼働に伴う動力電気料の追加や鳥海高原矢島交流センターの管理費の追加が主なものであります。

以上、ご報告申し上げました本補正予算の当常任委員会付託分につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第173号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）であります。これは矢島交流センター管理費の組み替え及び予備費の増額で、その財源に前年度繰越金を充て、歳入歳出それぞれ479万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億6,583万円とするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして本日追加提出されました、議案第177号一般会計補正予算（第13号）であります。歳出6款農林水産業費2項林業費において、森林情報の収集、境界確認作業を支援し森林所有者へのサービスの提供を図るため、本荘由利森林組合が行う森林管理GIS導入に対し補助をする林業施業集約化・供給情報集積事業費補助金を追加するものであります。

以上、ご報告申し上げました本補正予算の当常任委員会付託分につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情2件についてご報告いたします。

陳情第9号雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書提出についての陳情であります。これは労働者の雇用と生活を守るために、労働基準行政、中小零細企業の支援及び雇用促進などの施策強化についての意見書を国に提出することを求めるものであり、その願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号EPA交渉及び緊急需給調整対策等に関する意見書提出についての陳情であります。これは経済連携協定などの検討にあつては、食糧自給率の向上や食の安全・安心、食糧安全保障を基本とし、農業・農村の振興等を損なうような交渉は行わないこと、また、今後は米価下落を招かないよう計画生産の徹底や出口対策の構築を図るなど4項目についての意見書を国に提出することを求めるものであり、その願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、建設常任副委員長の報告を求めます。25番佐々木慶治君。

【建設常任副委員長（佐々木慶治君）登壇】

建設常任副委員長（佐々木慶治君） 建設常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、条例関係1件、補正予算6件の計7件であります。

なお、これに継続審査中の道路関係2件を加えました9件の審査の結果につきまして

は、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正であります。

議案第155号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは葛岡新田地区、松ヶ崎地区それぞれ1カ所と中俣地区3カ所に新たに5基の合併処理浄化槽を設置したことに伴い、別表に特定地域生活排水処理施設として追加しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各会計の補正予算であります。

なお、当常任委員会に関連する各款の職員人件費以外の歳入歳出の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、議案第165号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、18款及び21款、歳出では8款及び11款、継続費では8款であります。

歳入では、14款国庫支出金において、除雪機械購入費の確定による建設機械整備事業費補助金の減額、公営住宅建設事業費補助金で事業最終年度の精算に伴う減額であります。

18款繰入金は、市債からの財源振替による地域雇用創出推進基金繰入金の増額であります。

21款市債は、事業費の精査、財源振替などによる除雪機械整備事業債及び急傾斜地崩壊対策事業債の減額、公営住宅建設事業債の増額であります。

一方、歳出において、8款土木費では、街路灯整備事業費で修繕料の増額、除排雪費では除雪車両等の燃料費、修繕料及び除雪業務委託等に係る経費の増額、道路新設改良費の市道坂之下線改良工事に係る経費及び本荘中央地区土地区画整理事業費並びに本田仲団地に係る公営住宅改修事業費での組み替え補正、まちづくり交付金事業費で大町銀座通線の既存建物事前調査に係る経費の増額、都市下水道費で善応寺川の清掃及び維持補修に係る委託料の増額、公営住宅管理費での各団地及び市営住宅に係る修繕料の増額などが主なものであります。

11款災害復旧費では、大内地域の市道6カ所に係る公共土木施設災害復旧費290万円を追加しようとするものであります。

また、継続費補正であります。8款土木費の由利橋架替事業に係る上部工設置工事について、平成24年度に発注予定であった橋面工事等を継続費に組み入れることによる経費の追加、鋼材及びケーブル単価の高騰、由利橋技術検討委員会の提言等による構造の再検討や架設工法の追加などにより、平成22年度から24年度までのそれぞれの年割額を変更、事業経費5億9,900万円を追加し、継続費の総額を27億300万円に変更しようとするものであります。

次に、議案第170号下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、本荘地区補助対象事業費の減による国庫補助金及び公共下水道事業債の減額、前年度繰越金の増額並びに補償金免除繰上償還の実施に伴い、公共下水道事業借換債を増額しようとするものであります。

一方、歳出では、処理施設維持管理費において、精査による運転管理業務委託料の減

額、薬剤費や修繕料及び汚泥処理に係る経費の増額、公共下水道事業費においては本荘地区事業費の組み替え補正が主なものであります。

諸支出金においては、平成22年度分消費税及び地方消費税中間申告額の増額による公課費の補正、公債費においては、補償金免除繰上償還の実施に伴う償還元金の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ3,021万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を26億409万7,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。公共下水道事業借換債に係る起債限度額の設定を追加するほか、公共下水道事業の限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第171号集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、事業調整及び精算見込み等に伴う国庫補助金の減額と市債の増額、前年度繰越金の増額、雑入において、平成21年度分消費税及び地方消費税申告額確定に伴う消費税還付金の増額をしようとするものであります。

一方、歳出では、処理施設維持管理費において、精査による施設管理業務委託料の減額、光熱水費や修繕料及び汚泥処理に係る経費の増額、各地区事業費においては、本荘地区事業費の増額と組み替え補正及び岩城・由利・大内の各地区事業費の精査による減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ2,314万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を23億8,673万9,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。農業集落排水事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第172号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では前年度繰越金の増額、雑入において、平成21年度分消費税及び地方消費税申告額確定に伴う消費税還付金の減額及び精算見込みにより水道管移設補償費の減額、並びに補償金免除繰上償還の実施に伴い借換債を増額しようとするものであります。

一方、歳出では、施設管理費において、薬剤費や修繕料及びろ過砂かき取り業務委託に係る経費の増額、精査による芦川地内水道管移設工事に係る経費の減額、矢島地域農業用水路災害復旧費負担金の増額などであり、施設整備費においては、岩城簡易水道整備事業費の組み替え補正が主なものであります。公債費においては、補償金免除繰上償還の実施に伴う償還元金の増額であり、歳入歳出それぞれ1億779万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を13億2,192万1,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。簡易水道事業借換債の起債限度額の設定を追加しようとするものであります。

次に、議案第174号水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的支出において、業務費で印刷製本費の増額及び職員人件費の減額など16万2,000円を減額し、12億9,202万6,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出では、職員人件費13万9,000円を増額し、17億6,881万円にしようとするものであります。

次に、議案第175号ガス事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入において、ガス売り上げの原料となる液化天然ガスの価格変動に伴う売り上げ見込みの増、また、高効率のガス給湯器の受注見込みの増により3,279万2,000円を増額し、10億7,218万2,000円にしようとするものであります。

一方、収益的支出において、天然ガス購入価格の改定などに伴う原料費の増、ガスメーターの取りかえ作業及びガス給湯器受注に係る経費など5,939万8,000円を増額し、10億4,521万9,000円にしようとするものであります。

なお、棚卸資産の購入限度額を4億2,243万5,000円から4億7,307万6,000円に変更しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計6件の補正予算につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、一般会計補正予算において、8款土木費の由利橋架替事業に係る継続費補正につきましては、当局より今定例会開会前の11月に当常任委員会や全員協議会でその補正の概要について話を伺ってまいりました。

今定例会の当委員会の審査においては、当局の説明を受けながら、これまでの経過、変更理由、設計変更の経緯、今後の事業展開などさまざまな観点から質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

特に、技術検討委員会の提言等による構造の再検討や架設工法の追加の部分については、当局より新橋整備で計画している橋梁形式斜張橋が県内で初めてという特殊な構造のため、当時この橋梁形式の設計に精通した業者等の選定や有識者を有する関係機関などへの確認作業が必ずしも十分ではなかった点などに触れ、今回、技術検討委員会の指摘を受け、設計の見直しが必要となった大きな要因と認識している旨の説明がありました。

これら審査の過程で、委員から主に3点の変更理由の中で、特に構造の再検討や架設工法の追加の件については特殊な構造による設計の難しさなど認められるものの、当初設計の段階での事務作業の詰め方などについては不十分な点があったと言わざるを得ない。本事業は大型プロジェクトとして予算規模も大きいものであり、市民が安心して利用できる新橋の完成に向けて適正な事業執行に努めていただきたい。また、今後の設計、工事施工等に当たっては、本工法に経験豊富な業者等からの提案を募る手法の導入について検討するなど、安全面には十分配慮しながらも、一方ではコスト削減に向けた取り組みについてもより一層の努力をお願いしたいとの意見がありましたことを申し添えます。

最後に、道路関係の案件であります。

継続審査中の議案第126号市道路線の廃止について及び議案第127号市道路線の認定についての2件であります。関連がありますので一括してご報告いたします。

これは開発行為に伴う路線変更等により、三条3号線、土谷10号線の2路線を廃止し、新たに三条3号線、同23号線、同24号線、同25号線及び土谷10号線並びに薬師堂63号線、さらに、災害時の避難道路確保のための路線見直しに伴い、榎木田住宅4号線の7路線を認定しようとするものであります。

9月定例会における当委員会の審査では、2件の案件中、土谷10号線の廃止及び認定について、市道の一部が廃止になることに伴い、周辺の山林所有者を初め関係者が不利益になることのないよう、関係者間の同意や事前協議の状況などについて、なお審査を要するとの意見が大勢を占め継続審査となったものですが、11月17日に本案件に関して建設常任委員会を開催し、当局より、その後の関係者間の協議の進展状況や同意書、協

議書の原案等について説明、報告を受けてまいりました。

今定例会の委員会審査においては、当局より、谷地町内会会長、谷地林野組合長、開発事業者の3者による協議書及び県外在住の周辺山林所有者からの同意書が示され、今後の対応についても関係者間の協議がおおむね整ったものと判断されることから、この2件の道路関係の案件につきましては原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 以上をもって、各委員長等の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案・請願・陳情を一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案・請願・陳情の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略したいと思っておりますので、ご了承願います。

---

議長（渡部功君） 日程第4、議案第152号鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第152号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第5、議案第153号三望苑に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第6、議案第154号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第153号及び議案第154号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第7、議案第155号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任副委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第155号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第8、議案第156号火災予防条例の一部を改正する条例案及び日程第9、議案第157号消防手数料条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第156号及び議案第157号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第10、議案第160号から日程第13、議案第163号までの公の施設の指定管理者の指定についての4件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第160号から議案第163号までの4件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第14、議案第165号一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

各常任委員長等の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君の発言を許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

3番（佐々木隆一君） 私は本案に反対の立場から討論いたします。

まず初めにお断りしておきますが、私は今議会初日の議案第149号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、これは県の人事委員会の給与の減額勧告に準ずるものですが、これは地域経済を活性化させるためにも、また、職員の労働意欲をかき立て市民への行政サービスを向上させるためにも、反対である旨、討論いたしました。

本補正予算には、全般にわたり、県の人事委員会勧告に準じ人件費を減額するとあり、その件についてのみ反対するものであることを御承知おき願いたいと思います。

本案の人件費以外の福祉医療給付費、小中学校の耐震化事業、除排雪費など、市民生活を守る予算などは評価するものであります。

過去5年間の本市一般職員年齢別での年収の推移を試算しました。30歳、2.6%減の9万6,000円。40歳、3.4%減の17万4,000円。50歳、3.7%減の23万円。58歳、3.8%減の26万円。高年齢層になるほど減収割合が大きくなります。また、6級以上の管理職の場合、今年度は加えて0.1%の削減が行われるのでこの試算以上の減額となり、定期昇給分で幾らか減収が緩和されますが、ベースアップ分があっても前年より減収となります。当然のことですが、退職金やその後の年金にも大きく影響を受けることでしょう。

また、過去5年間、企業会計を除いた職員1人当たりの平均減収額に職員数を掛けた試算もしました。概算ですが、昨年減収総額が大きく2億1,200万円、今年度7,500万円、5年間の減収総額が何と4億6,800万円であります。この5年間で、168人の職員が減少になりましたが、補充がないため仕事の量はふえ、職員を取り巻く環境は年々厳しくなっているようであります。

人事院は、国家公務員の給料が低く出るように比較水準を100人以上の事業所をやめ、

50人からに改めたりしてきました。公務員は民間より下がるように、民間は公務員を見て下がるようにという状況は許されるものではありません。働く人を粗末にしていると言っていいでしょう。

公務員、民間問わず私たちの生活が年々苦しくなっていく大もとには、国政に起因することが多くあります。

12月14日、3つの大きい出来事がありました。菅首相の指示で法人税5%引き下げを決定したのであります。財界は大歓迎であり、その穴埋めに消費税増税によって国民にツケを回す道筋が見えてきました。

そして2つ目、米軍への思いやり予算。これは期限が切れる来年3月以降も特別協定で、現行の3年から5年に延長するという内容を日米で合意したのであります。米軍基地などに1979年から思いやり予算が年々増額され、今年度は3,400億円。32年間で何と2兆円を超えるのであります。

その一方、細川厚労相は来年度の年金支給額を削減すると表明。生活がますます厳しくなる中、年金額を引き下げれば内需が冷え込み、さらに不況を加速させ、悪循環を招きます。このような逆さまな税金の使い方をされたら、幾らお金があっても足りません。

なお、昨日16日、来年度の税制大綱を閣議決定し、財界言いなりに5%の法人税減税、株取引でもうけを上げる一部の資産家への証券優遇税制が2年間延長されることになりました。味をしめた財界は、さらに5%から10%の法人税減税と消費税増税を要求しているのであります。消費税を増税しても社会保障には回らず、大企業減税に費やされるだけであります。

これらのことを見ても、菅政権の6カ月がアメリカべったり、財界言いなりの古い政治への道をまっしぐらで、内政、外交、いずれをとっても政府・民主党の中のみならず国民との間にも大きな矛盾を抱えることになりまし、国民から大きな反撃もあるでしょう。

このように国の政治が混迷する中で提案する当局も困っていることだろうと思われませんが、本案には賛成できない旨申し述べて、反対討論といたします。

なお、本議案のほかの議案の人件費等の減額補正のみについても反対するものですが、討論は省略いたします。

以上であります。

議長（渡部功君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第165号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第15、議案第166号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第166号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第16、議案第167号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第167号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第17、議案第168号奨学資金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第168号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第18、議案第169号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第169号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第19、議案第170号下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第21、議案第172号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任副委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第170号から議案第172号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第22、議案第173号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第173号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第23、議案第174号水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第24、議案第175号ガス事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

建設常任副委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第174号及び議案第175号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第25、議案第176号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第176号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第26、議案第177号一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第177号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第27、継続審査中の議案第126号市道路線の廃止について及び日程第28、議案第127号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任副委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の議案第126号及び議案第127号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） 日程第29、請願第3号「旧鮎川小学校」校舎保存と活用に伴う早期整備に関する請願を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって請願第3号は、採択することに決定いたしました。

なお、ただいま採択されました請願第3号については、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

---

議長（渡部功君） 日程第30、請願第4号地域医療と国立病院の充実を求める意見書提

出についての請願を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって請願第4号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（渡部功君） 日程第31、陳情第8号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって陳情第8号は、趣旨採択することに決定いたしました。

---

議長（渡部功君） 日程第32、陳情第9号雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（渡部功君） 日程第33、陳情第12号E P A交渉及び緊急需給調整対策等に関する意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって陳情第12号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（渡部功君） 日程第34、継続審査についてを議題といたします。

請願第5号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願は、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって請願第5号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出についての陳情は、総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって陳情第10号は、継続審査とすることに決定いたしました。

この際、議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休 憩

午後 2時27分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました請願及び陳情に係る委員会発案第6号地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出について、委員会発案第7号雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書の提出について、委員会発案第8号E P A交渉及び緊急需給調整対策等に関する意見書の提出についての3件を日程に追加することにいたしました。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員会発案第6号から委員会発案第8号までの3件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長（渡部功君） 日程第35、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第6号から委員会発案第8号までの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第6号から委員会発案第8号までの3件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第6号から委員会発案第8号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第6号から委員会発案第8号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

議長（渡部功君） 日程第36、委員会発案第6号から日程第38、委員会発案第8号までの3件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第6号から委員会発案第8号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡部功君） この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

議長（渡部功君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る11月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対し、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これもちまして、平成22年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

午後 2時33分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 伊 藤 順 男

議 員 佐 藤 賢 一